



2006. 10. 31 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

10月19日に開催された「教員の新職制及び助教の任期制に関する説明会」の主な質疑内容

質問:改正された学校教育法によると新助手は補助的な職であり、このような職に任期をつける事は、どのように考えているか。

回答:本学では助手にも専門的な高度な業務をしてもらうつもりでいるので任期をつける。中教審の答申では大学の裁量幅は非常に広く、この答申の結果学校教育法が改正されているのだから、助手の職務については大学に裁量がまかされ则认为る。

質問:現職の助手が助教になる場合、任期は付かないのか。

回答:法解釈として様々な説があるため慎重に検討し、労働基準法に触れることのないように行う。

質問:助教の給与を上げないといっているが、何らかの対応は考えていないのか。

回答:検討すべきと考える。新助手の給与を下げることも示唆されているが、本学では考えていない。

質問:任期付きの助手・助教が学部教育を行いながら、十分な研究業績を上げる事のできる条件を保証するべきではないか。

回答:その点は考慮している。大学で求められるのは最初に教育、次に研究であり、任期制では教育と研究の両方を求めている。

文部科学省が出している「大学の教員組織の見直しに関する Q&A」では、**教育研究を主たる職務とする「助手」を設けるようなことは、こうした改正の趣旨にそぐわず、混乱を招きかねないため不適切である**と記されており、大学法人の説明

は、明らかに文部科学省の見解と異なるものです。

また、現職の助手が助教となる場合について、大学法人は任期を付けないとは明言せず、助教すべてに任期を付ける意志を見せています。任期を付与されることを希望しない人には任期のない新職制の助手となる選択肢がある、と説明していますが、上に述べたように新職制の助手は教育研究を主たる職務とする職ではないため、このような対応は不利益変更になると考えます。これは、衆議院文部科学委員会（平成17年6月10日）で高等教育局局長が **助教が将来の大学教員を目指す者がつく最初の大学教員の職、こういう位置づけである** と答弁していることから明らかです。

組合では今後、助手・助教の職務内容および任期制導入の是非を問うとともに、現職助手が助教になる場合に任期をつけないように法人に要求していきます。

平成18年度の昇給に係る評価実施要領が決定

本年度の勤務成績評価は試行とし、平成19年1月1日の昇給には用いないことに

10月26日付で大学ホームページに公表されました。

(<http://www.kit.ac.jp/09/osirase/2006/syoukyu061026.pdf>)

9月29日に示された「昇給に係る勤務成績評価実施要領案」に対して、組合が要望した以下の点が全面的に受け入れられた案となっています。

- ・ 平成18年4月1日から同年12月31日までの期間における業務評価は適切な評価システム構築のための試行に留め、ここで得られた評価結果は昇給の決定に用いないこと